

# 厚生労働大臣の定める揭示事項

## \*入院基本料について

当院は一般病棟入院基本料（地域一般入院基本料3）の届出を行っております。

## \*看護体制について

当病棟では、1日9人以上の看護職員が勤務しています。

尚、時間帯ごとの配置を次の通りです。

- ・9：30～17：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・17：30～9：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。

また入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

## \* 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制及び、褥瘡対策の基準、身体拘束最小化の基準を満たしております。

## \* 入院食事療養について

当院は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に、食事を適時（朝食8時・昼食12時・夕食18時以降）適温にて提供しています。